

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年7月9日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり  
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊  
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利  
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員  
山 本 満 政 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博  
松 尾 頼 男 山 崎 徹 立 岡 元 佐 藤 辰 也  
岡 崎 浩 田 中 伸 五 梶 原 太 郎 原 田 敏 一  
鷹 取 美 春 大 森 幹 男 福 池 正 美 藤 原 和 正  
射 越 誠 一 山 本 祐 章 茂 成 和 延
5. 議事に参与した者  
事務局長 服部 博昭  
事務局 青木 潔  
事務局 坂本 隆也
6. 議事内容  
報告事項 農地法許可に係る専決処分について  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第4条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)  
そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日は全員のご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ありがとうございます。本日は、全員総会とさせていただきます。本会議より通常総会に戻させていただきます、またコロナ対策として換気等を引き続きさせていただきます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに藤原委員、石黒委員、よろしくお願ひします。  
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。  
議案資料1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和2年度瀬戸内市農業委員会第3回総会で転用許可と議決されました、戸田建設株式会社の農地法5条許可申請につきまして、転用面積が1,000㎡を超えておりましたので、瀬戸内市開発協議会へ諮問したところ、承諾を得ましたので、同日の26日付けで許可しておりますことを報告したのとなっております。  
令和2年6月26日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けましたので、同日の26日付けで許可したことを報告したのとなっております。  
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。  
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。  
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。





福中201-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は805㎡。「邑久町福中222-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,182㎡。「邑久町福中260」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は360㎡。「邑久町福中266」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は199㎡。「邑久町福中318」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は148㎡。「邑久町福中420」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は127㎡。「邑久町福中1190-2」。登記、現況地目は「田」。面積は833㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は8,301㎡となっております。家族数は5名、耕作者数は1名。取得の理由は「遺贈」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人は譲渡人の長女の孫で遺贈となる。現在は利用権が設定されており、所有者がかわっても引き続き利用権の設定は行う予定であり問題なし。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町下山田■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。  
譲渡人「兵庫県神戸市北区星和台■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■  
■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町下山田2584」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,294㎡。譲受人の農地まで

の距離は1,000m。耕作面積は520,547㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「譲渡人持分全部移転」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は現在県外に住んでおり、譲受人は現在利用権の設定のもとで耕作を行っている。しかしながら、今回の件で所有権自体を譲受人へ渡すことで話がまとまったため、申請を行ったとのこと。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員お願いします。

松尾委員 譲渡人は既に死亡しており、相続財産管理人の弁護士より今後耕作していく事は困難であることから、譲受人と交渉した結果話がまとまりました。また特に周辺農地への問題もないと思われれます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番、3番案件について、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 2番案件についてご説明します。農地は福元となっております。譲渡理由としまして、管理ができないとのこと。農地は、現在は耕作放棄地となっており、道に面しており、り面が沢山あり管理がしにく



申請人「邑久町豊原■■■■■ ■■■■■■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊原418」。地目は「畑」。面積は1,071㎡（うち731㎡）。転用目的は「農家用倉庫」。施設の概要は「農家用倉庫 1棟 228.15㎡」。農用地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■ ■円、借入金が■ ■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域内農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。ナフコ瀬戸内店から南西に約400mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、服部委員、お願いします。

服部委員 1番案件についてご説明させていただきます。申請人の■■■さんは兼業農家として、おおむね■■■地区で農業を営んでいます。今回、牛窓地区で自宅建設を計画しています。周囲の農地への配慮をした設計であり、農用地区域外で、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。2番案件について、田中委員、お願いします。

田中委員 2番案件についてご説明させていただきます。現在の農業倉庫が狭いため、新たに農業用倉庫を建てられるとのこと。農用地区域外であり、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料4頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1 番案件】

譲受人「岡山市北区豊田町■■■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■  
■■■■■ ■■■■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町福岡■■■■■■■  
■■■■ ■■■ ■■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福岡1099-  
1」。地目は「田」。面積は828㎡。「長船町福岡1100-2」。  
地目は「田」。面積は17㎡。「長船町福岡1100-3」。地目は  
「田」。面積は15㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は  
「木造瓦葺2階建 1棟 76.18㎡ 木造瓦葺2階建 3  
棟 168.00㎡」。建ぺい率は「28.39%」。農地区分は第2種  
農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、  
自己資金が■■ ■円、借入金が■■ ■円となっております。隣地への  
被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■  
■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場  
所につきましては、資料8ページをご覧ください。JR長船駅から南西  
へ約400mところに位置しております。

【2 番案件】

借人「広島県福山市南蔵王町■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■  
■■■■ ■■■■■■ ■■■ ■■」。貸人「長船町服部■■■■■■■  
■■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町服部531-1」。  
地目は「田」。面積は315㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区  
分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。  
資金は、自己資金が■■ ■円となっております。隣地への被害はあり  
ません。なお、賃貸借権設定によるもので10aあたり年間■■ ■と  
なっております。また、農用地区域外農地であります。場所についま  
しては、資料9ページをご覧ください。コスモス長船店から北に約1  
10mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続き  
まして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件につ  
いて、山本委員お願いします。

山 本 委 員 1番案件についてご説明します。長船駅の近くにあり住宅街や工業領  
地も存在している地域となります。隣接している住宅や町内会にも申  
請地特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見  
を伺いたいと思います。2番案件について、茂成委員お願いします。

茂 成 委 員 2番案件についてご説明します。ハローズの店舗と従業員用の駐車場  
との間にあり、店舗の通路と一部駐車場に使用されるそうです。隣地  
の承諾もあり、特に問題ありません。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目、6頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。8月の総会につきましては、8月11日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいします。9月の総会につきましては、9月10日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度7月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年7月9日

議 長

署名委員

署名委員